

平成30年度安曇野市教育委員会 7 月定例会会議録

日 時：平成30年 7 月23日（月）午後 1 時30分

場 所：安曇野市役 3 階「会議室301」

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 唐木博夫、教育委員 横内理恵子、

教育委員 二村美智子

事務局：教育部長 西村康正、学校教育課長 平林洋一、生涯学習課長 臼井隆昭、

文化課長 那須野雅好、図書館交流課長 丸山高人、

学校給食センター長 丸山仁一、学校教育課学校庶務担当係長 大月敦史、

文化課文化振興係 水谷優美

書 記：学校教育課長補佐兼教育総務係長 等々力洋子、教育総務係 岩原遼子

傍聴者：報道機関 2 名、傍聴人 1 名

◎開 会

教育部長 よろしくお願いいたします。

定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会平成30年 7 月定例会を開会いたします。

◎教育長挨拶

教育部長 では、橋渡教育長からご挨拶、その後の進行をお願いいたします。

教育長 7 月定例会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

酷暑の夏が続いております。先日の三郷中学校での学校訪問は、まさにこのような厳しい気象条件の中での学校生活の様子を委員の皆様実際に視察していただく機会となりました。さまざまな観点から貴重なご意見を頂戴いたしました。大変ありがとうございます。

この全国的な猛暑の中、17日には愛知県豊田市の小学校で、校外学習から戻った 1 年生が

意識不明となり、病院へ搬送後亡くなられるという大変痛ましい事案が報告されました。医師の診断によりますと、熱中症の中でも最も重い症状の熱射病であったということでございます。本市におきましても、猛暑日が続いていることから各学校の教育活動に際しましては、何より児童生徒の健康管理を最優先するよう、注意喚起をしているところでございます。

これを受け、ある中学校では半袖、ハーフパンツ等の運動着での登下校を認めたり、水筒持参は当然ながらその中身としてスポーツドリンク等もよいとするなど、柔軟な対応をいただいております。このような過酷な環境の中での1学期の学校生活も、今週をもって終了となります。本日終業式を迎える学校が1校ございますが、明日、明後日水曜日、残りの学校が終業式となります。

また、今学期末の大きな学校行事として中学校では登山がございますけれども、既に5校で実施され、好天の中無事下山したと報告を受けております。今週末に1校、そして夏休み明けに1校が予定されております。夏休みに入ってもいろいろな体験を通して、一回りも二回りもたくましさを身につけて、また元気で学校に戻ってきてくれることを期待したいと思います。

少し、涼しさを呼ぶ話題を一つ申し上げます。

21日から29日まで、豊科近代美術館と法蔵寺におきまして、扇の面に絵や書などを表現した扇子の作品展、第1回安曇野涼風扇子公募展が始まりました。全国から寄せられた作品と招待作品を合わせて約1,000点が廊下から展示室まで所狭しと飾られ、すだれを背景に飾られた扇子は、外の暑さをよそに安曇野に夏の涼を感じさせる新たな風物詩になるように思いました。

その中に、峯岸節子賞と名づけられた特別賞が与えられた作品があります。これは子どもたちの作品の中から選ばれています。昨年亡くなられた元校長の峯岸節子先生、子どもたちの感性を豊かにする活動に使ってほしいと残された浄財をもとに与えられた賞だとお聞きをいたしました。皆様方にも是非足を運んでいただき、作品を鑑賞していただければと、こんなふうに思います。

では、本日もご審議よろしくお願いたします。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議議案について、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討、又は協議に関する情報で公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第1号 平成31年度から安曇野市内小学校で使用する「特別の教科道徳」以外の教科用図書採択について及び議案第2号 平成31年度から安曇野市内中学校で使用する「特別の教科道徳」の教科用図書採択についてを非公開とするよう発議いたします。

次に、報告案件でございますが、安曇野市情報公開条例第7条第5号に規定する実施機関並びに国、他の地方公共団体の内部又は相互における審議、検討、又は協議に関する情報で公にすることにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、報告第3号 2027年長野国体競技会開催希望について及び条例第7条第2号、個人に関する情報で特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第6号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者について並びに報告第7号 教育長報告の以上5件を非公開とするよう発議いたします。

このことに関して、委員からご発言はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました協議議案2件、報告事項3件について、非公開とすることに賛成する方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本件は議決されました。

本日の会議において非公開とする案件は、議案第1号及び議案第2号、報告第3号及び報告第6号及び報告第7号とします。

会議の順番につきましては、議案第3号、第4号、報告第1号、第2号、第4号、第5号とし、これを公開することといたします。以後、会議を非公開とし、議案第1号及び2号、報告第3号及び6号及び7号を扱います。

なお、議案第4号の共催・後援依頼にかかわる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

次に、会議録についてであります。事務局から6月定例会の会議録の校正確認をお願いしてございます。発言の趣旨や字句などで修正すべきところがありましたら、事務局にお申し出をいただきますようお願いいたします。

◎議案第3号 安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

教育長 それでは、協議議案に入ります。

議案第3号 安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、説明をお願いします。

教育部長 各課にかかわる案件につきましては、担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますので、よろしくお願いします。

文化課長 「安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」資料により説明。

教育長 議案第3号 安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 この件につきまして、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、安曇野市博物館条例施行規則の一部を改正する規則の制定については承認されました。

唐木委員 教育長、この件に関連してちょっと発言したいのですが、よろしいでしょうか。

今の安曇野市博物館条例の施行規則は、この案のとおりで結構でございますが、今後のことについてちょっとお願いをしたいなということです。これで、直営の博物館が豊科郷土博物館のみになるということになるわけですが、今利用料100円をとっているわけなんですけれども、博物館法の趣旨その他からいって、今後この金額を収受することとそれから利用者の便ということから考えて、無料化というようなことをまた少し検討していただけたらありがたいな、と。本来博物館に係るものというのは、その趣旨からいえば無料であるというのがいいんじゃないかなと私は思っているわけなんです。今後、新市立博物館の構想もあるわ

けですが、郷土博物館が何年かこれからも維持されていくわけなんですけれども、利用者の増とか、より博物館にかかわる安曇野市の一つの大事にしていくという姿勢の中からご検討いただけたらありがたいということを要望いたします。

以上です。

文化課長 ご意見として賜りたいというふうに思っております。

現在、入館料につきましては小中学生と70歳以上、小中学生の場合は条例で、70歳以上は減免で無料になっております。あとは、今年から小中学生に付き添いの保護者1名についてはパスポートを用意しまして、全員にお配りして保護者も一緒に見ていただくというようなことで、美術館、博物館とも子どもたちにとっては利用しやすいような状況になっているということをお伝えしたいと思います。

それから、今度指定管理の関係につきましては、先ほどの条例規則の改正の中で、入館料につきましては、一応指定管理者の権限の中で減免額等を調整することができる形になっております。従って、ある程度お金がとれるものについては、例えば高齢者とかそういうようなことについては、その企画展の内容によってある程度運用していきながら質の高いものを取り込みたいというようなことにも対応できるようになっておりますので、その辺はちょっとお酌みいただきたいというふうに考えております。

以上です。

唐木委員 お願いいたします。

いずれにせよ、利用者が増えていくということもやっぱり大事なことからいうふうに今豊科郷土博物館の話がありましたが、今企画展等をやっているときに、館では大変なご努力をしていただいて企画をしているわけなんですけれども、なかなか足を運んでいただける方が少ないのかなという印象は持っております。やっぱり市民財産でありますので、その市民財産が有効に活用されていく、そのための啓発とか条件づくりというのも考えていかなくちゃいけない部分かなというふうに思いますので、いろんな方法をとっていただいて足を向けていただく、それから目を向けていただく、先ほど教育長のご挨拶の中にも扇子のお話がありましたが、そういうところに今後大勢の方々が向くように工夫をいただきたいというふうに思います。

以上です。

教育長 それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

◎議案第4号 共催・後援依頼について

教育長 共催・後援依頼について議題といたします。

まず、学校教育課関連の後援依頼について説明をお願いします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 学校教育課の後援1件の依頼について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

横内委員 お願いいたします。

このめざせバイリンガル！国内英語留学の行事なんですけれども、場所が塩尻市で開催されるというふうに書いてあるんですが、107ページの我が市以外の後援申請先に当の塩尻市が入っていないんですが、これは何かの間違いですか。

学校教育課長 後援申請先名につきましては、特段こちらでは確認してございませんので塩尻市のほうに確認をいたしまして、回答申し上げたいと思います。

以上です。

横内委員 はい。ちょっと疑問に思ったので質問させていただきました。

教育長 他にご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、先ほどのご質問については、後ほど回答させていただきますが、この申請については異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしと認め、学校教育課関連の後援依頼の件は承認されました。

次に、生涯学習課関連の依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 生涯学習課の後援2件の依頼について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

二村委員 お願いします。

No. 1008の2018年安曇野戦争と平和展というこの内容についてですが、申請書の次のページに案内文案というのがありまして、「平和へのメッセージ 中学生は訴える！」という、この訴えるという言葉が入っているんですが、中学生のこの二つ目の丸の広島平和記念祭へ

の安曇野中学生記念文集と写真展、これを指して訴えるという表記なのでしょうか。

生涯学習課長 この記念文集を展示するということで、その内容でちょっとタイトルが厳しい形になっていますけれども、その展示ということで受けとめています。

二村委員 この中学生が訴えるという言葉だけが何かあまりにも強烈な印象を受けるんですが、この内容からすると、もうちょっと違う言葉でもいいのではないかなという気持ちがしました。

生涯学習課長 一応、内容は確認したんですけれども、作文と展示、あとのものについてもパネル展示等ということでございますので、ちょっとタイトルのような形のそこへのメッセージということはあまりないという形はございますけれども、見ていただいて教育の面ということで後援を可としたものでございます。

以上です。

二村委員 はい。ありがとうございます。

教育長 他にございませんでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この2件につきまして、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 異議なしでございますので、生涯学習課関連の後援依頼の件は承認されました。

次に、文化課の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 文化課の共催1件、後援3件の依頼について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いいたします。

No. 724の平成30年度県立歴史館冬季展「自然を見つめた田淵行男」展であります。積極的に田淵先生の残したものをどんどん活用していきたいという、そういう立場はあるわけなんです、共催というのとちょっとよくわからない部分がありまして、田淵行男記念館というものが出していくわけで、今現在、指定管理者が田淵行男記念館を指定管理でやっているわけなんです、そういうことと教育委員会と共催をするというのは制度上全く問題ないものかとかそこだけちょっと確認させていただきたいと思います。

文化課長 指定管理施設ではありますが、安曇野市の施設という点には変わらないわけでありまして、一応その共催の相手先としましては安曇野市及び田淵行男記念館も入ってい

るということでございます。従いまして、例えば市の田淵関連の物品の貸し出し、資料の貸し出し等につきましては、これは市の物を貸し出したりするという関係で市が関連してくるということもありますし、企画全体につきましても我々が田淵の人物顕彰という側面に対応していくというところもありますので、共催については特に問題ないというふうに考えております。

唐木委員 わかりました。

なぜそんなことを思ったかという、よく豊科近代美術館から後援依頼という形で展覧会のものが来るんですが、これはやっぱり後援という形で、指定管理の場合はそういう形をやらざるを得ないのかなんていうことを思ったわけであります。是非、教育委員会もこういう共催可能の部分については積極的にかかわって顕彰なり、それからまた安曇野市の教育文化が高まるように進めていただきたいなど、そんなことを思います。

文化課長 一応、共催の場合につきましては、取扱基準の2条にありますように共催は行事の企画又は運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担するということが前提となっております。今回の田淵企画展につきましては、早い段階から県立歴史館のほうから協力依頼がありまして、私どもを介して田淵行男記念館のほうといろいろ連携しながら職員がかかわってきたという背景がありますので、一応共催としたということでもあります。

それから、ここで後援申請をお願いしております豊科近代美術館等の企画ものにつきましては、私どもが入る場合は共催ということもあると思いますけれども、ある程度財団または美術館のほうで主体的に取り組まれた企画ということであれば、後援なのかなというふうに考える次第です。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、この件につきましては異議なしということでよろしいでしょうか。

唐木委員 関連ですけれども、1件は不可ということでみなしていいんですね。

教育長 はい。

唐木委員 わかりました。結構です。

教育長 では、異議なしでございますので、文化課関連の後援依頼につきましては、金剛山歌劇団中南信地区公演は不承認とし、他の3件については承認されました。

学校教育課長 資料103ページ、学校教育課関連の後援申請につきまして、先ほど横内委員からご質問いただいた件に対しまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

この申請書は、107ページになりますけれども、その他の後援申請先名というところに開催市である塩尻市が入っていないのではとのご質問でございましたけれども、この主催者のほうに確認をさせていただいたところ、この申請書に塩尻市の記載が漏れていた、塩尻市からは既に許可が出ているというお答えでございました。

なお、110ページになりますけれども、中段より下、これが協会からいただいたチラシでございますけれども、そのところにかぎ括弧で後援とございますが、ここには塩尻市と安曇野市が入っております。これが正しいということでございました。申請書に塩尻市の記載が漏れていたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

◎報告第1号 安曇野市教育委員会所管の事務事業に係る点検・評価等について

教育長 では、続いて報告事項に移りたいと思います。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則に基づき、私が専決処分等を行った事柄につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定によりご報告をさせていただくものでございます。

では、報告第1号 安曇野市教育委員会所管の事務事業に係る点検・評価等について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 それでは、この件につきましては、具体的な事務を担当しております等々力課長補佐のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。

学校教育課長補佐兼教育総務係長 「安曇野市教育委員会所管の事務事業に係る点検・評価等について」資料を読み上げ。

教育長 報告第1号 安曇野市教育委員会所管の事務事業に係る点検・評価等について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということでよろしいでしょうか。

唐木委員 確認をお願いしたいと思います。

この評価項目一覧で、今回資料としていただいたものを学識経験者の方々にお示しをして、これから意見をいただくというふうに理解をしてよろしいわけですか。

学校教育課長補佐兼教育総務係長 はい。

唐木委員 わかりました。結構です。

教育長 では、改めまして、この件につきましては異議なしということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は、ご了承いただきました。

◎報告第2号 安曇野市コミュニティスクール事業実行委員・地域教育協議会委員

・地域コーディネーターの委嘱について

教育長 次に、報告第2号 安曇野市コミュニティスクール事業実行委員・地域教育協議会委員・地域コーディネーターの委嘱について、担当より説明をお願いします。

学校教育課長 「安曇野市コミュニティスクール事業実行委員・地域教育協議会委員・地域コーディネーターの委嘱について」資料を読み上げ。

教育長 報告第2号 安曇野市コミュニティスクール事業実行委員・地域教育協議会委員・地域コーディネーターの委嘱について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

唐木委員 お願いします。

このご報告をいただいて、ちょっと違和感を持ったというところからでもあるんですが、既にこの地域教育協議会が動いていて、ちょっと記憶が定かではないのですが、委嘱が4月のかなり早い時期に行われているということで、今日7月23日にご報告いただいたという意味合いがよくわからなくて、私たち自身も既に全員オブザーバーという形でその協議会の席に出席させていただいているわけなんですけれども、この時期に事務事業を精選といいますか、あまり形にとらわれる必要もないなという思いも持っておりますので、なぜ7月の定例会にこれが報告されてくるのかというところを、ちょっと確認したいと思います。

以上です。

学校教育課長 確かに、唐木委員のおっしゃるとおりでございます。

ただ、全体の役員がこういった形で出そろったというところで、ご報告をさせていただいたというところでございますけれども、この事務事業の精選化、縮減ということを鑑みまして、こういった7月にご報告する内容につきましては、検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

唐木委員 はい。結構です。

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は、了承いただきました。

◎報告第4号 後援依頼の教育長専決分の報告について

教育長 次に、報告第4号 後援依頼の教育長専決分の報告について、各担当より説明をお願いします。

まず、学校教育課関連の後援依頼について説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、生涯学習課関連の後援依頼について説明をお願いします。

生涯学習課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 続いて、文化課関連の後援依頼について説明をお願いします。

文化課長 「後援依頼の教育長専決分の報告について」資料を読み上げ。

教育長 報告第4号 後援依頼の教育長専決分の報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、この件につきましては異議なしということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第4号は、了承をいただきました。

◎報告第5号 教育部 各課報告

(1) 学校教育課

教育長 続いて、報告第5号 教育部の各課報告に移ります。

学校教育課から報告をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 学校教育課からの報告について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 学校教育課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(2) 生涯学習課

教育長 では、続いて、生涯学習課から報告をお願いします。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 生涯学習課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

横内委員 156ページの公民館担当者会議がこの26日にあるということなので、ちょっと1件
お願いしたいです。先日というか、もうずっとなんですが、鍵を借りる際に所属の団体名や
借りに来た本人の氏名を記帳してくるんですが、最近は携帯の電話番号も書くようにそこで
促されます。他の人も容易に見られてしまう現状で、これだけ昨今個人情報と言われている
んですけれども、これはあまりに無防備じゃありませんかというふうに担当の方と公民館長
にも申し上げたんですが、すぐにファイルを閉じていただければそれでよいという答えだっ
たんです。でも、名前を書いたりした後にファイルが開けっ放しであることはままあります
し、そののところは何かならないのかなと、皆さんで考えていただく会議にさせていただき
たいなと思って、今日意見を言わせていただきます。

生涯学習課長 委員のおっしゃるとおり個人情報という観点からしますと、非常にまずい点だ
と思います。この点については、担当者会議、今年から各公民館の実情等を話し合いながら
進めていくということで、今回また2回目ということになっておりますので、今の議題につ
いては担当と話をしまして早急に対策を考えたいというふうに考えております。

以上でございます。

教育長 他にございますか。

二村委員 お願いします。

156ページの市民大学講座、「ダウン症の娘と共に生きて」という講演会に行かせていた
だきました。とてもよかったと思うんですが、年配の方がとても多くて私一番後ろの高いと
ころの席に座っていたんですが、その近くに座っていらしたお年寄りの方がちょっと声が聞
き取れなかった、あの方はちょっと早口だったのでそれが聞き取れなかったかなと思ったん
ですが、この158ページの豊科公民館施設管理運営事業費のほうのホールスピーカー取替工
事、これは同じところということでしょうか。お願いします。

生涯学習課長 音響でございますので、音楽の関係のものはありませんけれども、その点につ

いては解消は結構されると思うんです。今の聞き取りにくいというのは、今のスピーカーの件で解消ができればいいんですけれども、そうじゃないということになれば、もうちょっと検討させていただきたいと思います。

二村委員 ありがとうございました。

教育長 では、生涯学習課の報告についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(3) 文化課

教育長 では、続いて、文化課から報告をお願いします。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 文化課からの報告について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 文化課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(4) 図書館交流課

教育長 では、続いて、図書館交流課から報告をお願いします。

図書館交流課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 図書館交流課からの報告について、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 図書館交流課の報告については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

報告第5号は、ご了承をいただきました。

では、ここで10分間の休憩をとりたいと思います。

(休 憩)

教育長 再開いたします。以降の議題につきましては、非公開といたします。

(以後、非公開会議)

◎議案第1号 平成31年度から安曇野市内小学校で使用する「特別の教科道徳」
以外の教科用図書採択について

◎議案第2号 平成31年度から安曇野市内中学校で使用する「特別の教科道徳」の
教科用図書採択について

◎報告第3号 2027年長野国体競技会開催希望について

◎報告第6号 平成30年度児童生徒の指定校変更及び区域外就学者

◎報告第7号 教育長報告

(以後、公開会議)

◎その他

(1) 最近の新聞紙上における教育委員会関連記事の報告について

教育長 次に、その他の事項を取り扱います。

参考資料としまして、今回も教育委員会に関連する新聞記事を配付させていただきました。

(3) その他

教育長 次に、その他の事項に移ります。

委員の皆様、または事務局から何かありましたらお願いいたします。

横内委員 先ほど、冒頭の教育長のお話のところで少し触れられましたけれども、18日に文科省が各都道府県の教育委員会や学校に対して、熱中症事故を防止するために安全の対策をするように求める通知を出したというのを新聞記事で読みました。学校における熱中症対策は、今までどおりではまずいのではないかとと思われることがたくさんありますが、学校に対してどのようなことを求めて、それはお願いで終わっているのか。具体的にどう対策したのかということの報告がもらえるのか。先ほど柔軟な対応があったということでしたが、それは市内17の学校全てにお願いしたいことであって、特に水筒のことについて学校でまちまちなんですけれども、その辺のことをお聞きしたいと思います。

学校教育課長 熱中症対策で全ての17校の小中学校長に対して、改めて熱中症対応マニュアルというものが文科省のほうから出されておりますので、そのマニュアルを改めて確認するよ

う指示をさせていただいたところです。

一例を申し上げますと、35度以上を超えると部活動、それから体育活動は一切取りやめであるとかそういったマニュアルの中身を、もちろん抜粋を通知に添付して徹底するようお願いをしております。

ただ、2点目の子どもたちが持つべき水筒については、少し統一が図られていない状況があるということは認識しておりますので、今後速やかにそのあたりも統一いたしまして各学校のほうに促しをしたいというふうに思います。

以上でございます。

横内委員 土曜日に聞いた話なんですけれども、穂高の小学生は中身は水に限るということと、あと帰りは捨てて帰る、水筒を空にして帰らなければいけない、雑菌の繁殖を防ぐためだという説明があったと聞きましたが、帰りにやっぱり喉が渇くと言っていました。なので、そうしたら子どもを守る安心の家があるでしょう、そこでお水もらったらと言ったら、先生のほうから迷惑がかかるからそういうところには行っちゃいけないと言われたと言うんです。子どもの生の声ですので、それはちょっと違うなと思います。

あと、穂高西中学校の子はやっぱり空の水筒を学校に持って行って、学校で学校の水道の水を入れる、登下校はだめ、そういったことがちょっとどうしてと思っています。だめの説明がないとその子は言っていたんですけれども、危なくない場所で飲むんならいいんじゃないかなとか学校は管理が大変だから水筒のことにそういうふうになっていったのかなとか思いますが、先生に個別に聞いても学校の決まりがある以上、その先生自身は飲んでもよいのではないかと考えていても、独断での答えはくれないみたいなんです。本当に、この間の学校訪問でも汗びっしょりの子どもたちの姿を見ると心配になりますので、その辺のところの動きはお願いしたいと思います。

学校教育課長 わかりました。

教育長 では、対応をよろしくお願いいたします。

他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。委員各位には、ご協力いただきましてありがとうございます。

◎閉 会

教育部長 では、以上をもちまして、安曇野市教育委員会平成30年 7 月定例会を閉会といたします。